

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 23

処 分 名	高圧ガスの特別充填許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき特別充填の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第48条第5項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	法第48条第5項に該当する者の申請で、内規に適合することを基準とする。	
【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高圧ガス保安法 第48条 高圧ガスを容器(再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。)に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。 二 第46条第1項の表示をしてあること。 三 バルブ(経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。)を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項(第49条の33第2項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第4項及び第49条の3第2項において同じ。)の刻印がされているもの(附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第49条の25第3項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の4第3項の刻印がされているもの)であること。 四 溶接その他第44条第4項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。 五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第3項の刻印又は同条第4項の標章の掲示がされているものであること。 2 高圧ガスを再充てん禁止容器に充てんする場合は、その再充てん禁止容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。 二 第46条第1項の表示をしてあること。 三 バルブ(経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。)を装置してあること。この場合において、そのバルブが第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印がされているものであること。 四 容器検査に合格した後又は自主検査刻印等がされた後加工されていないものであること。 4 容器に充てんする高圧ガスは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。 一 刻印等又は自主検査刻印等において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印等又は自主検査刻印等において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印等又は自主検査刻印等において示された内容積に応じて計算した質量以下のものであること。 二 その容器に装置されているバルブ(第1項第3号の経済産業省令で定める容器にあつてはバルブ及び同		

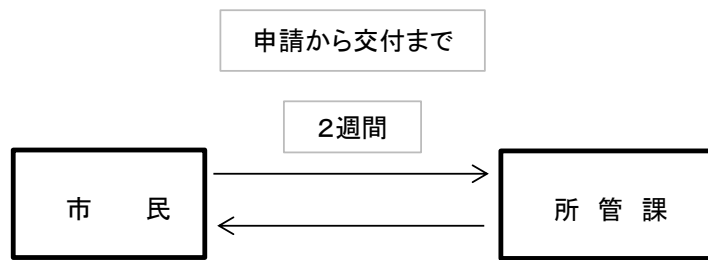
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

号の経済産業省令で定める附属品、第2項第3号の経済産業省令で定める再充てん禁止容器にあつてはバルブ及び同号の経済産業省令で定める附属品)が第49条の2第1項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、第49条の3第1項又は第49条の25第3項の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては経済産業省令で定める方法によりその刻印において示された圧力に応じて計算した質量以下のものであること。
5 経済産業大臣が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した場合において、その条件に従つて高圧ガスを充てんするときは、第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)
(平成26年12月22日付20141217商局第5号)
(9) 容器保安規則の運用及び解釈について第23条関係

保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について(内規)
(平成23年12月7日付平成23・09・01原院第1号)

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。